

社会保険労務士が申請者に代わり電子申請を行う場合、 申請手続きを簡素化します



厚生労働大臣は、平成 29 年 7 月 24 日に、労働政策審議会に対し、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会で審議が行われ、同日、同審議会から、妥当であるとの答申がありました。厚生労働省は、この答申を踏まえて速やかに省令の改正作業を進めます(平成 29 年 9 月公布、平成 29 年 12 月 1 日施行予定)。

【省令案のポイント】

現在、労働安全衛生法等に基づく届出等を社会保険労務士の代行により電子申請する場合、申請者及び社会保険労務士双方の電子署名及び電子証明書が必要。また、届出等の電子申請率は非常に低調。(健康診断結果報告:0.08% 労働者死傷病報告:0.12%(平成27年度))

※国の行政機関が扱う申請・届出等の手続のオンライン利用率 47.3%(平成 27 年度)

改正案では、行政手続を簡素化し、申請者の負担を軽減するため、社会保険労務士が申請者に代わり電子申請を行う際には、委任状など、当該社労士が申請者の申請手続きを代行する契約を結んでいることを証明する書面をもって、申請者の電子署名及び電子証明書を省略できることとします。

当社では、労働安全衛生規則に基づく作業環境測定において、長年の実績があります。作業環境測定は化学物質などを原因とする労働者の健康障害を防止するために有効な方法の1つです。何かご不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 29 年 7 月 24 日付 厚生労働省ホームページ

分析技術箇所 佐藤亮平